

8 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

国への提案事項

世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で広く世界貢献を果たす必要があることから、広く放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度を創設すること。

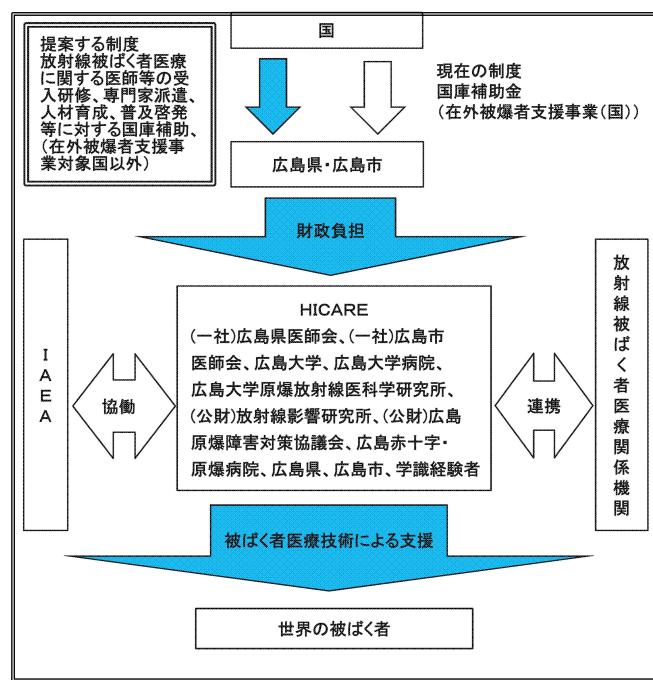
1 対象事業

在外被爆者支援事業対象国に限らない、国内外の関係機関(IAEA等)と連携した放射線被ばく者医療に関する次の事業

- ① 医師等の受入研修
- ② 専門家派遣
- ③ 普及啓発のための国際会議
- ④ 共同研究

2 助成内容

定額補助又は、事業費に対する国庫2／3の助成



【提案先省庁:外務省、文部科学省、厚生労働省】

8 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

現状

1 広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果による貢献

- 世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で、広く世界に貢献していくことが必要である。

《放射線被曝者医療国際協力推進協議会(HICARE)(平成3年設立)の活動内容》

- 医師等受入研修:延べ37か国・地域804名(令和5年3月現在)
- 医師等専門家派遣:延べ17か国218名(令和5年3月現在)
- 国際原子力機関(IAEA)と協働した放射線被ばく者医療分野の人材育成
 - ・ 国際医療研修、医学生のIAEAへのインターン派遣、共同研究
- 次世代の人材育成:高校出前講座
- 講演会開催
- 福島第一原子力発電所事故へのオール広島での医療支援

課題

- HICAREの活動に対するニーズが大きい中、広島県・広島市の支援だけでは限界がある。
 - ・ HICAREの経費を負担する広島県・広島市はともに、厳しい財政状況
 - ・ HICAREの活動は、在外の原爆被爆者を対象とした在外被爆者支援事業に依存する現状
 - ・ これまでに蓄積された知見及びIAEAとの協働事業等を通じて得られる放射線被ばく者医療の知見を世界に、より広く普及する事業を実施するための財源確保が困難となっている。

⇒ 研修生の約90%が在外被爆者支援事業対象国からの受入となる等、活動が制約されている。

2 放射線被ばく者医療の必要性

- 被ばく者治療のノウハウの不足
- 被ばく事故発生時の体制が未整備
- がん治療など放射線源を用いた医療の需要増

8 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(3) 「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

国への提案事項

「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、被爆者健康手帳交付に係る要件から疾病要件を外すこと。

要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。

※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

- ① 造血機能障害を伴う疾病
再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など
- ② 肝臓機能障害を伴う疾病
肝硬変など
- ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病
悪性新生物など
- ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病
糖尿病、甲状腺機能低下症など
- ⑤ 脳血管障害を伴う疾病
くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など
- ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病
高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など

- ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病
慢性腎炎、慢性腎不全など
- ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障
白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。
- ⑨ 呼吸器機能障害を伴う疾病
肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など
- ⑩ 運動器機能障害を伴う疾病
変形性関節症、変形性脊椎症など
- ⑪ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
胃潰瘍、十二指腸潰瘍など

【提案先省庁：厚生労働省】

8 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (3) 「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

現状

- 令和3年12月に国から示された「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付に係る審査指針の骨子案では、「黒い雨に遭った者」の考え方として、「遭ったことが否定できない場合を含む」とされ、また、疾病要件は残ったものの、「白内障の手術歴がある者は白内障にかかっているものとみなす」とされた。
- 本県では、事実上、多くの「黒い雨」体験者の救済につながること、また、「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早期に制度運用を開始する必要があることから、国の骨子案を受け入れた。
- 令和4年4月から運用が開始された事務処理基準により手帳の認定事務を進めているところであるが、「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、事務処理基準から疾病要件を外す必要がある。

課題

- 「黒い雨」に遭ったにもかかわらず、「11種類の障害を伴う疾病」に罹患しておらず、また白内障の手術歴もない人には、被爆者健康手帳交付ができない。
- 特に、疾病要件の審査に当たっては、健康管理手当の支給に係る審査と同じ基準で審査することとされており、継続して一定の治療を受けていることなどが必要であることから、指定の疾病に罹患しているとして手帳交付申請をしても、認定されないケースが生じている。
- 高齢化が進む「黒い雨」体験者への手帳交付を急ぐ必要がある中で、疾病要件の確認のため、審査に時間を要することとなる。また、高齢の申請者に、診断書の提出を求めることは、負担になっている。

9 核兵器廃絶に向けた取組の強化

国への提案事項

1 非核三原則の堅持

- 我が国の国是である「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を、政府として堅持すること。

2 被爆国としての積極的なリーダーシップの発揮

- 核兵器禁止条約(TPNW)に早期に署名・批准すること。少なくとも、次期締約国会議にはオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた国際的な機運を向上させること。
- 核兵器不拡散条約(NPT)第11回運用検討会議第1回準備委員会において、唯一の戦争被爆国として、核兵器国と非核兵器国との橋渡しを行い、議論の進展に貢献すること。
- 国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置づけられるよう、本県が設置準備を進めている「核軍縮と持続可能性に関するフレンズ会合(仮称)」を主導し、核兵器国と非核兵器国との橋渡しを行い、国際社会への働きかけを行うこと。

3 政治指導者等の広島訪問と国際会議の広島開催

- G7広島サミットの成果を活かして、引き続き、世界各国の政治指導者に、被爆地を訪問するよう積極的に働きかけること。
- 日本政府が新たに国連に創設した「ユース非核リーダー基金」を活用した事業では、海外の若者の広島訪問を積極的にサポートし、本県の人材育成事業等と連携すること。
- 広島から世界に向けて平和を発信するため、引き続き、「国際賢人会議」をはじめとする国際会議を積極的に広島で開催すること。

【提案先省庁:外務省】

9 核兵器廃絶に向けた取組の強化

広島県の取組

- 「国際平和拠点ひろしま構想」に基づき、核兵器廃絶のメッセージの継続的発信、復興・平和構築のための人材育成等を実施。
- 推進計画(令和4~6年度)を策定し、①核兵器廃絶に向けた新たな政策づくりと多国間枠組みの形成、②平和の取組への賛同者の拡大と世界への働きかけ、③広島が有する経験や資源を生かした復興・平和構築、④持続可能な平和推進メカニズムの構築、の4分野に注力。
- また、被爆から75年となる2020年より、核兵器廃絶のための世界的行動を呼びかける「ひろしまイニシアティブ」の策定に着手し、2021年に骨子を発表。推進組織「へいわ創造機構ひろしま」を設立し、取組を進めている。
- 核兵器問題を持続可能性の観点から捉え、国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置付けられるよう、市民社会及び各国政府に対して働きかけを実施。

課題

- ロシアが、ウクライナへ侵略する中で、繰り返し核兵器による威嚇を行ったことにより、いくつかの国において、自国の安全保障に対する不安の高まりを受け、核抑止への依存が強まっている。
- 核兵器禁止条約(TPNW)をめぐり、核兵器国と非核兵器国との分断が続いている状況に加え、昨年8月に開催された第10回核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議では、核兵器国間の対立も明らかになり、最終文書が合意に至らないなど、核兵器廃絶に向けた情勢は非常に厳しくなっている。
- 政治指導者等に核兵器の使用がもたらす人道的影響について理解を深めてもらう必要がある。
- 従来の非人道性及び軍事・安全保障に新たなアプローチを追加し、国際社会の分断を乗り越え、核軍縮に向けた国際的合意形成を図る必要がある。

10 旧広島陸軍被服支廠の安全対策

国への提案事項

現状の被爆建物の保存に関する支援の枠組み(原爆死没者慰靈等事業)では、多額の耐震補強費等を賄うには不十分であることから、財政措置の拡充を国に求める。

【原爆死没者慰靈等事業】

対象経費	補助率	補助上限額
被爆建物の保存に係る経費(上限36,900千円)	2/3	24,600千円

多額の耐震補強費等
に応じた補助へ拡充

【提案先省庁：財務省、厚生労働省】

現状／広島県の取組

- 被爆建物である旧広島陸軍被服支廠は、大正2年の竣工で、築100年を超えており、近隣住民の安全確保の観点からも各棟の妻壁補強や屋根瓦の葺替えなどの早急な安全対策が必要となっている。
- このため、本県では、安全対策工事の実施設計に着手し、令和5年3月にその結果をとりまとめた。
- また、建造物の価値調査を行い、被爆遺構としての価値などを整理するとともに、具体的な活用策の議論・検討に向け、「活用の方向性」をとりまとめた。

課題

- 保存を含む、被服支廠の今後の方針について検討を行っているが、多額に及ぶ安全対策工事の財源確保が課題である。
- 被爆の実相を伝える被爆建物の保存については、原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金(原爆死没者慰靈等事業)の国庫補助制度があるが、対象とする事業費の上限額が低く、多額の経費に要する安全対策等の費用に対し、十分な支援制度となっていない。